

イベント、健診、各種無料相談などで費用の記載がないものは無料です。最新情報は各問合せ先にご確認ください。

 西区万博
関連イベント



固定資産税・都市計画税(第1期分)納期限のお知らせ

固定資産税・都市計画税(第1期分)の納期限は4月30日(水)です。

問 固定資産税・都市計画税(土地・家屋)について

弁天町市税事務所 固定資産税グループ
TEL 06-4395-2957(土地)、2958(家屋)
FAX 06-7777-4505

固定資産税(償却資産)について

船場法人市税事務所
固定資産税(償却資産)グループ
TEL 06-4705-2941 FAX 06-4705-2905

固定資産(土地・家屋)の価格等に関する縦覧を行います

土地または家屋の固定資産税の納税者は、所有されている土地・家屋と同一区内の他の土地・家屋の価格等が記載された「縦覧帳簿」を縦覧できます(資産のある区の縦覧帳簿に限ります)。

縦覧の際は、本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)または納税通知書を持参してください。代理人の場合は委任状が必要です。

日 時 4月1日(火)～4月30日(水)

9:00～17:30(金曜日は9:00～19:00)

実施場所 資産のある区を担当する市税事務所

問 弁天町市税事務所 固定資産税グループ

TEL 06-4395-2957(土地)、2958(家屋)

FAX 06-7777-4505

4月は「犬・猫を正しく飼う運動」強調月間です



あなたの飼っている犬や猫は周りのみなさんに迷惑をかけていませんか?マナーとルールを守り、みんなが快適に暮らせるまちづくりをしましょう。

- トイレトレーニングをしましょう。 ●鳴き声を防止しましょう。
- 犬の放し飼いは条例により禁止されていますので、絶対にやめましょう。
- 飼い主がわかるように名札などを着けましょう。
- 不妊・去勢手術をしましょう。 ●愛情と責任をもって終生飼いましょう。
- 犬の登録、狂犬病予防注射は必ず受けましょう。



トイレトレーニングをしましょう

ふん・尿の放置は不衛生で、誰にとっても不快です。普段から、ふん・尿は自宅で済ませることができるようトイレトレーニングを行い、散歩に出かける前に自宅で排泄させましょう。しかし、散歩の時に排泄してしまった場合に備え、ふん・尿を取るためのちり紙やペットシーツ、洗い流すための十分な水などを携帯し、必ず飼い主が責任を持って後始末をしましょう。



昨年度滋慶学園グループの大坂ECO動物海洋専門学校の皆さんからいただいた寄附金を活用し、啓発用「お散歩バッグ」を作成しました。強調月間中は、区内のイベントや保健福祉課(3階34番窓口)で飼い主の方を対象に配付中です!(なくなり次第終了)

問 区 地域保健担当 3階34番窓口 TEL 06-6532-9973 FAX 06-6532-6246

子育て中のカラスにご注意ください!

4月から7月はカラスの子育てシーズンです。卵やヒナを守るために、近づく人を親カラスが威嚇してくることがあります。

カラス被害を受けないために

- 巣がある木にはできるだけ近づかないようにし、威嚇行動をとっているカラスを見かけたら、あわてずにその場から離れましょう。
- 巣の近くを通らなければならない場合は、帽子や傘で身を守り、注意して通行しましょう。
- ヒナが地面に落ちても、拾わないでください。
ヒナに近づくと、見守っている親鳥に威嚇されることがあります。
- カラスのエサとなる生ごみの量を減らし、生ごみは、決まった時間・場所に出しましょう。
※大阪市では生ごみ散乱被害防止のために防鳥用ネットの貸出を行っています。
詳しくは、西部環境事業センター(電話06-6552-0901)にお問い合わせください。



問 区 地域保健担当 3階34番窓口 TEL 06-6532-9973 FAX 06-6532-6246



保健・福祉・健康

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

4月下旬から5月上旬にかけて「健康診査受診券」や「歯科健康診査のお知らせ」をお送りします(年度途中に新たに75歳になられる方には、誕生日の翌月にお送りします)。

後期高齢者医療健康診査

糖尿病や高血圧症などの生活習慣病に加え、加齢に伴う心身の衰え(フレイル)などのチェックをしますので、現在生活習慣病で通院されている方も積極的に受診してください。受診券がお手元に届きましたら、広域連合が指定する医療機関などにおいて、年度中(当該年度の3月31日まで)に1回、無料で受診することができます。受診の際は、受診券と被保険者資格を確認できるもの(注1)を忘れずにお持ちください(受診券はありません)。

【受診に必要なもの】(注1)①～③のいずれか

①マイナ保険証 ②資格確認書 ③被保険者証(令和7年7月31日まで使用可能)
ただし、以下に該当する方は、健康診査・歯科健康診査の対象外となります。

①病院又は診療所に6ヶ月以上継続して入院中の方

②特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障がい者支援施設などの施設に入所または入居している方

※退院・退所したなど事情に変更があった場合は、受診券を発行いたしますので、お問い合わせください。

※事前に必ず受診希望の医療機関へ実施状況を含めてお問い合わせください。

※人間ドックを受診された方は、健康診査を受診する必要はありません。

後期高齢者医療歯科健康診査

歯や歯肉の状態だけでなく、お口の機能を含めてチェックをしますので、義歯を使用中の方も積極的に受診してください。広域連合が指定する歯科医院などにおいて、年度中(当該年度の3月31日まで)に1回、無料で受診することができます。受診の際は、被保険者資格を確認できるもの(注1)を忘れずにお持ちください(受診券はありません)。

●人間ドック費用の一部助成

人間ドック(公益社団法人日本人間ドック学会が掲げる一日人間ドック基本検査項目表における「必須項目」を満たすものに限る)を受診された場合の費用の一部を助成しています。費用の助成を受ける際は、人間ドックを受診し、いったん費用全額を自己負担していただきながら、市区町村の担当窓口に費用助成を申請してください。なお、各年度中(4月1日から当該年度の3月31日まで)1回の受診に対し、26,000円を上限として費用の一部を助成します。

【申請に必要なもの】

①受診された人間ドックの「領収書」 ②検査結果通知書一式(コピー可) ③本人確認書類
④口座情報のわかるもの ⑤申請書(質問票を含む)…申請時にお渡します。

※申請者以外の口座に振り込む場合で、申請者がご自身で記入されない場合は、印かんが必要です。

※検査結果通知書の写しの提出に応じられない場合は、提出先の窓口にお申し出ください。



問 大阪府後期高齢者医療広域連合 給付課

TEL 06-4790-2031 FAX 06-4790-2030

特別児童扶養手当・特別障がい者手当等の手当月額の改定について

事業対象者数
計: 約14,000名

●令和7年4月分から手当月額が次のとおり改定されました。

	改定前	改定後
①特別児童扶養手当(1級)	55,350円	56,800円
②特別児童扶養手当(2級)	36,860円	37,830円
③特別障がい者手当	28,840円	29,590円
④障がい児福祉手当	15,690円	16,100円
⑤経過的福祉手当	15,690円	16,100円

問 区 地域福祉担当 3階32番窓口

TEL 06-6532-9857 FAX 06-6538-7319

①②は20歳未満で政令で定める程度の障がいがある児童を監護している父もしくは母または養育者に支給される手当です。
③⑤は20歳以上、④は20歳未満で身体または精神に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする状態の方に支給される手当です。